

令和7年度（令和6年分）町民税・県民税申告書について

この申告書は、令和7年1月1日現在で広陵町に住民登録がある人で、「令和6年度 町民税・県民税申告書」を提出された人に対して送付しています。「令和6年度非課税証明書」を取得するために「所得がないことを申告」された人も含め、すべての人に送付していますので、ご了承ください。

なお、下記の①～④に当てはまる場合は、申告の必要はありません。

町民税・県民税の申告をしなくてもよい人の例

- ①税務署へ令和6年分の所得税の確定申告書を提出する（した）人
- ②令和6年1月から12月までの収入が給与のみで、勤務先から役場へ給与支払報告書の提出がされている人（提出の有無は勤務先へお問い合わせください。）
- ③令和6年1月から12月までの収入が公的年金のみで、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料が全額年金特別徴収されていて、医療費控除や生命保険料控除等の控除を受けない人
- ④広陵町内に住民登録がある配偶者または生計を一にしている親族から扶養されていて、前年中に収入がない人（※扶養者が町外に住民登録がある場合は、申告が必要です。）

ただし、④に当てはまる人で「令和7年度 非課税証明書」（所得の記載があるもの）が必要となる人は申告が必要です。

また、次に当てはまる人は、国民健康保険、国民年金等の資格審査や給付金の支給要件確認のための基礎資料となるので申告が必要です。

- a. 親族の扶養対象ではなく所得がなかった人
- b. 非課税所得（遺族年金や障がい年金等）のみであった人

a. b. に当てはまる人は、下記の「表面」、「裏面」のみを記入して、同封の返信用封筒で令和7年3月17日（月）までに提出してください。

表面（記入例）

住所	広陵町大字南郷583番地1																
令和7年1月1日の住所	上記住所と同じ ☒																
フリガナ	コウリョウ イチロウ						世帯主	広陵 太郎									
氏名	広陵 一郎 ※押印不要です																
生年月日	明・大・ <u>昭</u> 平・令 30年 1月 1日生																
個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	電話番号	0745-00-0000 090-0000-0000			

裏面（記入例）

●所得がなかった人の記入欄（前年の生活状況）

前年中に所得がなかった人は、所得証明・国民健康保険・国民年金等の資格審査の基礎資料となりますので必ずご記入ください。	
①	下記の人に扶養・援助されていた。 住所 広陵町大字南郷583番地1 氏名 広陵 太郎 続柄 父 学生であった。 学校名（〇〇大学〇〇学部） 卒業予定日（令和 〇 年 〇 月）
②	下記の人から給付を受けていた。 遺族年金 障がい年金・失業保険・生活保護 その他（生活費をどうしていたかを記入してください。）
③	【例】貯金を切り崩して生活していた。

1 窓口での申告受付は、2月17日（月）から3月17日（月）まで（平日のみ）

▶開庁時間

8:30 ~ 17:15

▶ご協力をお願い

3月7日（金）～14日（金）は所得税の確定申告相談を同時に行うため、お待ちいただく時間が長くなる見込みです。可能な限り3月6日（木）までの申告をお願いします。

▶郵送による提出

申告書は同封の返信用封筒を使用して郵送での提出にご協力ください。添付書類（コピー可）は必ず同封してください。
なお、申告書の控えの返送を希望される場合は、返信用封筒（返送先の住所を書いて、110円切手を貼ったもの）を同封してください。

▶申告に必要なもの（郵送時はコピーの同封可）

- ①町民税・県民税申告書
- ②「マイナンバーカード」もしくは「通知カード」と本人確認書類
- ③前年中の収入や所得を証明できる書類
例）源泉徴収票、給与明細書、収入と経費がわかる帳簿等
- ④所得控除の証明書、領収書
例）・社会保険料証明書または領収証（健康保険、介護保険、年金）
・生命保険料、地震保険料の控除証明書
・寄附金の支払証明書または受領証
・障がい者手帳
・学生証
・医療費控除の明細書 など

2 町民税・県民税について

町民税・県民税は均等割と所得割からなります。
均等割は4,500円【※1】、所得割の税率は10%です（分離課税を除く。）。
※国税の森林環境税1,000円については、均等割と併せて市区町村が賦課徴収します。

●均等割、所得割の両方が課税されない人（非課税者）

- ①1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ②障がい者、未成年者、ひとり親、寡婦で、前年の合計所得金額が135万円以下
- ③扶養親族がなく、前年の合計所得金額が380,000円以下
- ④扶養親族があり、前年の合計所得金額が次の計算額以下
 $280,000 \text{円} \times (\text{扶養親族数}【※2】 + 1) + 268,000 \text{円}$

●所得割が課税されない人

- ①扶養親族がなく、前年の総所得金額等が450,000円以下
 - ②扶養親族があり、前年の総所得金額等が次の計算額以下
 $350,000 \text{円} \times (\text{扶養親族数}【※2】 + 1) + 420,000 \text{円}$
- 【※2】扶養親族数には16歳未満の扶養親族も含まれます。

3 問い合わせ先

▶町民税・県民税の申告

広陵町税務課 TEL: 0745-55-1001
〒635-8515 広陵町大字南郷 583 番地 1

▶所得税の確定申告

国税相談専用ダイヤル TEL: 0570-00-5901

▶所得税の確定申告相談会場

原則、お持ちのスマホを使ったスマホ申告会場となります。

※スマホをお持ちでない人は別途対応いただけますので、会場でお申し出ください。

○会場：葛城税務署

〒635-8503 大和高田市西町 1 番 15 号

○日時：2/17（月）～3/17（月） 9:00～17:00（平日のみ）※受付締切時間 16:00

○来場時に準備するもの

確定申告書の作成に必要な書類、スマホ、マイナンバーカード、パスワード2種類（署名用電子証明書（英数字6文字～16文字））及び利用者証明用電子証明書（数字4桁）、マイナポータルアプリのインストール＆ログインの準備

○LINE を通じた入場整理券のオンライン事前発行（右記QR）も可能



4 収入・所得の種類

●営業等所得

販売、飲食、製造、サービス業、外交員、大工など

●農業所得

農産物、果樹、家畜など

●不動産所得

アパート、貸家、貸地、貸ガレージなど

●利子所得

公社債、預貯金の利子など

●配当所得

株式の配当、剰余金の分配金など

●給与所得

給料(アルバイト・パート含む)、賞与、俸給、賃金など

●公的年金等

国民年金、厚生年金、共済年金、恩給(遺族年金、障がい年金等の非課税所得を除く)など

●業務所得

シルバー人材センターの配分金、原稿料、講演料など

●その他雑所得

生命保険契約に基づく年金など

●総合譲渡所得

土地、建物以外の資産(機械、ゴルフ会員権など)の譲渡

短期: 所有期間が5年以下のもの

長期: 所有期間が5年を超えるもの

●一時所得

生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金、賞金など

※低所得者支援及び定額減税調整給付金については、非課税所得となります。

5 所得控除(所得から差し引きされるもの)の種類と適用条件

⑬社会保険料控除(★は控除証明書の添付要)

あなたが支払った健康保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、★国民年金保険料、★国民年金基金等の掛金等がある場合

⑭小規模企業共済等掛金控除(証明書の添付要)

小規模企業共済、確定拠出年金法に基づく個人型年金の掛金等を支払った場合

⑮生命保険料控除(控除証明書の添付要)

生命保険、介護医療保険、個人年金保険の保険料を支払った場合

⑯地震保険料控除(控除証明書の添付要)

地震保険契約等の保険料を支払った場合

⑰寡婦控除

①もしくは②に該当する場合

①合計所得金額が500万円以下で、夫と離婚した後再婚をしていない、扶養親族(子以外)を有する人

②合計所得金額が500万円以下で、夫と死別した後再婚していない人

⑱ひとり親控除

合計所得金額が500万円以下で、婚姻歴の有無に関わらず、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(他の親族に扶養されている場合は除く)を有する単親の人

⑲勤労学生控除(学生証等の写しの添付要)

学生で、合計所得金額が75万円以下(うち自己の勤労によらない所得が10万円以下)の場合

⑳障がい者控除(手帳等の写しの添付要)

あなたや同一生計配偶者または扶養親族が障がい者の場合

・普通障がい(身体3級以下、精神2級以下、療育B)

・特別障がい(身体1・2級、精神1級、療育A)

㉑配偶者控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円(給与収入の金額で103万円)以下の場合

なお、配偶者の合計所得金額が48万円以下で、あなた

の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、

「□同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)」にチェックを入れてください。配偶者控除は適用になりませんが、扶養している配偶者の障がい者控除は受けることができます。

㉒配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合

㉓扶養控除

生計を一にする配偶者以外の親族(16歳未満を除く)の合計所得金額が48万円(給与収入の金額で103万円)以下の場合

㉔基礎控除

納税者は一律に43万円が所得から控除されます。

ただし、合計所得金額が2,400万円を超える人は、合計所得金額に応じて控除額が段階的に減少します。合計所得金額が2,500万円を超える人は、基礎控除が適用されません。

・2,400万円超2,450万円以下… 29万円

・2,450万円超2,500万円以下… 15万円

・2,500万円超……………適用なし

㉕雑損控除(各種証明書等の添付要)

災害、盗難、横領などにより生活用資産に損失を受けた場合

㉖医療費控除

(明細書の添付要、領収書の添付による適用不可)

あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族のために、医療費を支払った場合

※セルフメディケーション税制の特例(従来の医療費控除と選択適用になります。)あなたが健康の保持促進および疾病の予防への「一定の取組」を行い、あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族のためにセルフメディケーション税制対象医薬品購入費を支払った場合

6 税額控除の種類(算出税額から差し引きされるもの)

●寄附金控除

前年中に、都道府県、市区町村(ふるさと納税など)、奈良県共同募金会、日本赤十字社奈良支部への寄附金および奈良県または広陵町の条例で指定した寄附金がある場合

※合計2,000円以上寄附した場合に、一定の額が所得割から控除されます。

令和7年度（令和6年分）町民税・県民税申告

1 表面の住所・氏名・生年月日等を記入してください（押印不要）。
※電話番号はできるだけ平日の日中に連絡のつく番号を記入してください。

2 表面の「1 収入金額等」「2 所得金額」を記入してください。
※所得がない人は裏面右下の「●所得がなかった人の記入欄」を記入してください。

▶事業（営業等・農業）又は不動産収入がある人

- (1)裏面の「6」を記入してください。
- (2)表面の「1 収入金額等（ア～ウ）」に収入金額を記入してください。
- (3)表面の「2 所得金額（①～③）」に収入から必要経費を引いた金額を記入してください。

▶利子収入のある人

表面の「1 収入金額等（エ）」「2 所得金額（④）」にそれぞれ記入してください。

▶配当収入がある人

- (1)裏面の「7」を記入してください。
- (2)表面の「1 収入金額等（オ）」「2 所得金額（⑤）」にそれぞれ記入してください。
- (3)住民税が特別徴収されている場合は、裏面「13」を記入してください。

▶給与収入がある人

- (1)表面の「1 収入金額等（カ）」に源泉徴収票の支払金額を記入してください。
- (2)表面の「2 所得金額（⑥）」に源泉徴収票の給与所得控除後の金額を記入してください。

※源泉徴収票がない場合は、裏面「5」を記入し、次の表を参考に給与所得金額を計算してください。

A：給与収入金額	給与所得金額
～ 550,999	0
551,000 ～ 1,618,999	A-550,000
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000
1,628,000 ～ 1,799,999	(A÷4)×2.4+100,000
1,800,000 ～ 3,599,999	(A÷4)×2.8-80,000
3,600,000 ～ 6,599,999	(A÷4)×3.2-440,000
6,600,000 ～ 8,499,999	A×0.9-1,100,000
8,500,000 ～	A-1,950,000

※複数の給与がある場合は、合算して計算
※(A÷4)は千円未満の端数は切捨

▶申告不要制度の廃止

令和4年度税制改正において、令和6年度より所得税と町民税・県民税とで上場株式等の配当所得・譲渡所得等の課税方式を一致させることとなり、異なる課税方式を選択することができなくなりました。そのため、上場株式等の配当所得等や譲渡所得等を確定申告すると、町民税・県民税においても、合計所得金額や総所得金額等に算入されますので、ご注意ください。

▶雑（公的年金等）の収入がある人

- (1)表面の「1 収入金額等（キ）」に源泉徴収票の支払金額を記入してください。
- (2)表面の「2 所得金額（⑦）」に次の表を参考に所得を求め記入してください。

65歳未満の人（昭和35年1月2日以降に生まれた人）

A：公的年金等の収入金額	公的年金等の雑所得
～ 1,299,999	A - 600,000
1,300,000 ～ 4,099,999	A×0.75 - 275,000
4,100,000 ～ 7,699,999	A×0.85 - 685,000
7,700,000 ～ 9,999,999	A×0.95 - 1,455,000
10,000,000 ～	A - 1,955,000

65歳以上の人（昭和35年1月1日以前に生まれた人）

A：公的年金等の収入金額	公的年金等の雑所得
～ 3,299,999	A - 1,100,000
3,300,000 ～ 4,099,999	A×0.75 - 275,000
4,100,000 ～ 7,699,999	A×0.85 - 685,000
7,700,000 ～ 9,999,999	A×0.95 - 1,455,000
10,000,000 ～	A - 1,955,000

※公的年金等の雑所得以外の所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下の場合には一律10万円が、2,000万円を超える場合には一律20万円が控除額から引き下げられます。

▶雑（業務、その他）の収入がある人

- (1)裏面の「8」を記入してください。
- (2)表面の「1 収入金額等（ク・ケ）」にそれぞれ記入してください。
- (3)表面の「2 所得金額（⑧・⑨）」に収入から必要経費を引いた金額を記入してください。

▶総合譲渡（短期・長期）又は一時収入のある人

- (1)裏面の「9」を記入してください。
※特別控除額には50万円を記入してください。（差引金額が50万円以下の場合は、その金額を特別控除額に記入してください。また短期・長期の譲渡所得が両方ある場合は、合わせて50万円になります。）
例）短期40万円、長期40万円の場合
短期：特別控除額40万円
長期：特別控除額10万円
※短期で先に控除し、残りを長期で控除します。
- (2)表面の「1 収入金額等（コ～シ）」に裏面の「9」で記入した「イ～ハ」の金額を記入してください。
- (3)表面の「2 所得金額（⑩）」に裏面「9」で記入した「二」の金額を記入してください。

▶所得金額調整控除に関する事項

- (1)給与収入が850万円を超え、「ア：本人が特別障害者」、「イ：23歳未満の扶養親族を有する」、「ウ：特別障害をもった扶養親族・同一生計配偶者を有する」のいずれかに該当する場合、{収入額(上限1,000万円)-850万円}×10%(上限15万円)を給与所得から差し引く。イとウに該当する人がいる場合は、裏面の「15」に氏名等を記入してください。
 - (2)給与所得と公的年金等の雑所得の両方を有する人で、それらの所得金額の合計が10万円を超える場合、給与所得(上限10万円)+公的年金等の雑所得(上限10万円)-10万円を給与所得から差し引く。
- ※(1)と(2)両方に当てはまる場合は(1)の差し引き後に(2)を差し引きます。給与所得は、所得金額調整控除を差し引いた後の金額を「2 所得金額（⑥）」へ記入してください。

3 表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」「4 所得から差し引かれる金額」を記入してください。

▶社会保険料・小規模共済等掛金控除がある人

「3」の⑬～⑭の事項を記入し、「4」の⑬・⑭に支払金額を記入してください。

▶生命保険料控除がある人(上限7万円)

「3」の⑮の事項を記入し、「4」の⑮には次の表で計算した額(1円未満の端数は切り上げ)の合計額を記入してください。

※同じ種類の保険で[A]・[B]両方の適用を受ける場合、適用上限額は2万8千円になります。しかし[A]のみで2万8千円以上の場合、適用上限額は[A]の額になります。(最高3万5千円)

[A] 旧契約に係るもの(一般生命・個人年金)

支払保険料	控除額
～ 15,000	支払金額
15,001 ～ 40,000	(支払金額÷2) + 7,500
40,001 ～ 70,000	(支払金額÷4) + 17,500
70,001 ～	35,000

[B] 新契約に係るもの(一般生命・個人年金・介護医療)

支払保険料	控除額
～ 12,000	支払金額
12,001 ～ 32,000	(支払金額÷2) + 6,000
32,001 ～ 56,000	(支払金額÷4) + 14,000
56,001 ～	28,000

▶地震保険料控除がある人(上限2万5千円)

「3」の⑯の事項を記入し、「4」の⑯には次の表で計算した額(1円未満の端数は切り上げ)の合計額を記入してください。

※一つの契約で[A]・[B]両方に該当する場合、控除額が多くなる方を記入してください。

[A] 地震保険料

支払保険料	控除額
～ 50,000	支払金額÷2
50,001 ～	25,000

[B] 旧長期損害保険料

支払保険料	控除額
～ 5,000	支払金額
5,001 ～ 15,000	(支払金額÷2) + 2,500
15,001 ～	10,000

▶寡婦控除・ひとり親控除がある人

「3」の⑰・⑱の事項にチェックを入れて、「4」の⑰～⑱には次の額を記入してください。

- ・寡婦控除 26万円
- ・ひとり親控除 30万円

▶勤労学生控除・障がい者控除がある人

「3」の⑲・⑳の事項を記入し、「4」の⑲～⑳には次の額の該当する合計額を記入してください。

- ・勤労学生控除…………… 26万円
- ・障がい者控除(普通障がい)…………… 26万円
- ・障がい者控除(特別障がい)別居の場合… 30万円
- 〃 同居の場合… 53万円

▶配偶者控除がある人

「3」の㉑～㉒事項を記入し、「4」の㉑～㉒には次の額を記入してください。

(年齢は、令和7年1月1日現在の年齢になります。)

配偶者の 合計所得金額	あなたの合計所得金額		
	～900万以下	900万超 ～950万以下	950万超 ～1,000万以下
～48万以下	33万 (配偶者が 70歳以上の 場合38万)	22万 (配偶者が 70歳以上の 場合26万)	11万 (配偶者が 70歳以上の 場合13万)

※配偶者の合計所得金額が48万円以下で、あなたの合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、「同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)」にチェックを入れてください。配偶者控除は適用になりませんが、扶養している配偶者の障がい者控除は適用することができます。

▶扶養控除がある人

(1)「3」の㉓の事項を記入してください。

※別居の場合は、裏面「12」も記入してください。

(2)「4」の㉓には次の額を記入してください。

(年齢は、令和7年1月1日現在の年齢になります。)

扶養親族の年齢	控除額
16歳未満	0円
16歳以上19歳未満	33万円
19歳以上23歳未満	45万円
23歳以上70歳未満	33万円
70歳以上	38万円
	※あなたか配偶者の直系 尊属が同居の場合45万円

※16歳未満の扶養親族について

16歳未満の扶養親族には控除額は発生しませんが、その人数によって、住民税非課税基準算定に影響する場合がありますので、必ず記入してください。

▶雑損控除がある人

(1)「3」の㉔の事項を記入してください。

※差引損失額＝損害金額－補てん額

(2)「4」の㉔には次のどちらか多い額を記入してください。

・差引損失額－(総所得金額等の合計額×10%)

・差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円

▶医療費控除がある人(上限200万円)

(1)明細書をご自身で作成してください。(誰が、どの病院で、年間にいくら支払ったか、保険等からの補てん額を記入してください。)

※申告には明細書の添付が必要です。

(2)「3」の㉕の事項を記入し、「4」の㉕には次の額を記入してください。

・支払った医療費の総額－補てん額－[A]

※[A]＝「総所得金額等の5%」と「10万円」のどちらか少ない額(1円未満の端数は切捨)

▶セルフメディケーション税制(上限8万8千円)

(1)明細書をご自身で作成してください。(薬局などの支払先の名称、医薬品の名称、支払金額、保険等からの補てん額、健康への取組を記入してください。)

※申告には明細書の添付及び健康への取組が分かるものが必須です。

(2)「4」の㉖に次の額と区分に1と記入してください。

・対象医薬品購入費－補てん額－1万2千円

※医療費控除との併用はできません。

※明細書の様式は、税務署もしくは役場にも置いてありますので、ご利用ください。

▶配偶者特別控除がある人

「3」の⑳～㉔の事項を記入し、「4」の㉔～㉔には右表の額を記入してください。

(例)あなたの合計所得金額が950万円で、配偶者が110万円の場合は、控除額18万円になります。

配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額		
	～900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下
48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円

記入例(表面)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬～⑭ 社会保険料控除	社会保険の種類		支払った保険料		
	国民健康 後期高齢・介護保険料		300,000 円		
	国民年金保険料		200,000 円		
	合 計		500,000 円		
⑮ 生命保険料控除	新 生 命 保 険 料 の 計		旧 生 命 保 険 料 の 計		
	100,000 円		円		
	新 個 人 年 金 保 険 料 の 計		旧 個 人 年 金 保 険 料 の 計		
	円		120,000 円		
⑯ 介護医療保険料控除	介 護 医 療 保 険 料 の 計		円		
	50,000 円		円		
⑰ 地震保険料控除	地 震 保 険 料 の 計		円		
	50,000 円		円		
⑱～㉑ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除		⑱ □寡婦控除 〔 □死別 □生死不明 □離婚 □未帰還 〕		⑲ □勤労学生控除 (学校名)	
㉒ 障害者控除	1	フリガナ 氏名 個人番号	㉓ 障害の程度 身体・精神療育 6 級 度	29・1・1	
	2	フリガナ 氏名 個人番号	㉔ 配偶者の合計所得金額	370,000 円	
	3	フリガナ 氏名 個人番号	㉕ 配偶者の合計所得金額	370,000 円	
㉖ 扶養控除	1	フリガナ 氏名 個人番号	㉗ 生年月日 昭和・平成 5・1・1	㉘ 同居・別居の区分 □同居 □別居	㉙ 続柄 母
	2	フリガナ 氏名 個人番号	㉗ 生年月日 昭和・平成 4・1・1	㉘ 同居・別居の区分 □同居 □別居	㉙ 続柄 父
	3	フリガナ 氏名 個人番号	㉗ 生年月日 昭和・平成 5・1・1	㉘ 同居・別居の区分 □同居 □別居	㉙ 続柄 母
	4	フリガナ 氏名 個人番号	㉗ 生年月日 昭和・平成 4・1・1	㉘ 同居・別居の区分 □同居 □別居	㉙ 続柄 父
㉚ 医療費控除		支払った医療費等		保険金などで補てんされる金額	
		300,000 円		100,000 円	

国民年金保険料は控除証明書等を添付してください。

障がい者手帳の写しを添付してください。

4	社会保険料控除	⑬	500,000
5	生命保険料控除	⑮	70,000
6	地震保険料控除	⑯	25,000
7	寡婦、ひとり親控除	⑱	
8	勤労学生控除	⑲	260,000
9	障害者控除	㉒	330,000
10	配偶者(特別)控除	㉓	830,000
11	扶養控除	㉖	430,000
12	基礎控除	㉔	2,445,000
13	⑬から㉔までの計	㉕	2,445,000
14	医療費控除	㉚	119,250
15	合計	㉞	2,564,250

記入例(裏面)

12 別居の扶養親族等に関する事項

1	フリガナ 氏名 個人番号	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	住所	〇〇市△△町××
2	フリガナ 氏名 個人番号	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	住所	
3	フリガナ 氏名 個人番号	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	住所	

表面の「1 収入金額等」「2 所得金額」

記入例

1	収入金額等	事業等ア	300,000 円
		事業イ	
		不動産ウ	100,000
		利子エ	
		配当オ	60,000
		給与カ	1,430,000
		公的年金等キ	1,500,000
		雑業務ク	150,000
		その他ケ	200,000
		短長期コ	55,000
2	所得金額	一時シ	
		事業等①	100,000
		事業②	
		不動産③	50,000
		利子④	
		配当⑤	60,000
		給与⑥	780,000
		公的年金等⑦	400,000
		雑業務⑧	150,000
		その他⑨	20,000
	総合譲渡・一時合	合計(⑦+⑧+⑨)⑩	570,000
		総合譲渡・一時⑪	55,000
		合計⑫	1,615,000

裏面の「●所得がなかった人の記入欄」記入例

・父の扶養になっていた場合

① 下記の人に扶養・援助されていた。

住所 広陵町大字南郷583番地1
氏名 広陵 太郎 続柄 父

・学生であった場合

② 学生であった。 学校名 (○○大学○○学部)
卒業予定日 (令和 ○ 年 ○ 月)

※学生証等の写しを添付してください。

・収入が遺族年金のみであった場合

③ 下記のいずれかの給付を受けていた。
遺族年金・障がい年金・失業保険・生活保護

・その他の理由がある場合は生活費をどうしていたかを記入してください。

④ その他(生活費をどうしていたかを記入してください。)
【例】貯金を切り崩して生活していた。

記入例(裏面)

5 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月 収
1	5,000	円	20	100,000 円
2	5,000		21	105,000
3	5,000		20	100,000
4	5,000		21	105,000
5	5,000		20	100,000
6	5,000		21	105,000
7	5,000		20	100,000
8	5,000		21	105,000
9	5,000		20	100,000
10	5,000		21	105,000
11	5,000		20	100,000
12	5,000		21	105,000
賞 与 等			200,000 円	
合 計			1,430,000	
法人番号又は 所 在 地			〇〇市△町××	
勤 務 先 名			株式会社〇〇	
電 話 番 号			0745-00-0000	

6 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
営業	○○市△町××	300,000 円	200,000 円	0 円
不動産	○○市△町××	100,000	50,000	0

7 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
株式(大口分)	株式会社××	令和6・6	40,000 円	0 円
株式(非上場)	株式会社△△	令和6・9	20,000	0
国外株式等に係る外国所得税額				

8 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
シルバー	○○市△町××	150,000 円	0 円
個人年金	○○市△町××	200,000	180,000

9 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額－特別控除額)
総合譲渡	短期	600,000 円	45,000 円	555,000 円	500,000 円	イ 55,000 円
	長期					ロ
一時		500,000	50,000	450,000	450,000	ハ 0
二 合計イ＋[(ロ＋ハ)×1/2]						55,000

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。

右の二の金額を表面のハの所得金額欄へ記入してください。

13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

